


今 月 の 一 冊

元木更津市教育委員会教育長 西村 堯 選

いじめ加害者にどう対応するか

－ 処罰と被害者優先のケア－

斉藤 環・内田 良 著 ・ 岩波ブックレット

ISBN978-4-00-271065-5

520 円 + 税

内田良氏が、「はじめに － やさしさの落とし穴」として問題提起をしている。

要約すれば、『『学校に行かなくてもいいんだよ』という『一見優しい言葉』によって、被害者が学校から離れられるように条件整備をしてきた。被害者は、教室・学校から離れ、一方で加害者は学校に通い続ける、という状況でいいのか。』という問題提起である。

被害者に対するやさしい（はずの）声かけの課題を明らかにし、一方で、これまで私たちがほとんど目を向けてこなかった加害者の処遇に切り込む、タブーの書です。

(p.5 はじめに)

という訳である。

本書は三章立てになっている。

第一章 いじめ加害者対応の難しさ

一制度のハードルと被害者の「やさしい排除」 …内田良

第二章 いじめ被害の心的影響と加害者処罰の必要性 …斉藤環

第三章 被害者ケア優先のいじめ対応へ …斉藤・内田

おわりに …斉藤環

以上のような構成である。

さて、第一章をみてみよう。内田氏は、次のように指摘する。

問題が起こったときに、それを警察など外部に委ねたり、協力を仰いだりすることなく、学校の中で抱え込んで、「教育的」に解決しようとする。これは暴力の例に限らず、学校の様々な問題に共通する構造であるといえます。

(p.9)

かくして、

もはや学校だけでは対処できない事態に陥りながら抱え込みを続け、更に悪化させてしまう事例も見受けられます。

(国立教育施策研究所)

という事態に至る。

しかし、いじめの加害者を出席停止にするという対応は、ほとんど行われていない、と著者は指摘する。

教師の多くが、「加害者を出席停止にすべき」と考えているが、制度上の高いハードルがある。「出席停止」は義務教育を受けさせないという措置だから、

非常に煩雑な手続きが課される

(p.12)

ことになる。明確な事実認定が必須要件となる。しかし、実際には、いじめの現場を教師が見ていることが少ないので、被害者、加害者、そして保護者からも事情を聞かなければならない。周囲の子ども達からも話を聞く必要がある。こういう事実認定の難しさがあるので、加害者への「出席停止」措置は、なかなか行われない。

こうした中で、

学校に来続ける加害者、来れなくなる被害者

(p.9)

という事態が起こる、と著者は述べるのである。

第二章で、斉藤環氏が、次のように主張する。

- 加害者の謝罪
- 加害者への処罰
- 被害者の納得

この三つが絶対に必要であるという。

「加害は恥ずかしい行為である」という認識を教室で徹底していただきたいのです。

(p.34)

わたしは、「いじめ加害者に厳罰を課すべきだ」と主張しているわけではありません。わたしが言いたいのは、「ルールに基づいた罰則をしっかりと作りましょう」ということです。

(p.35)

いろいろな配慮事項も付記されているが、ぜひ本書を読んで参照していただきたい。

提案であるが、ぜひ、本書をテキストにして、校内研修会をやってみてはいかがか。価格も一冊 520 円と安価だし、62 ページと読み易い本である。今は廃れたかも知れないが、輪読会形式もできる。

本書が全て正しいとは限らない。本書を元に、皆さんで論議を巻き起こし、「いじめ問題」の展望が開ければ幸いである。

【付記】

2023 年(令和 5 年)2 月 7 日、文部科学省からいじめ問題への対策として、学校と警察の連携を強化するよう通知が出ている。

今月の一冊 (令和 5 年 4 月号 第 190 号)